

P81、82

Q31. 電話戦術を実施したら、電話先から個人情報保護法違反ではないかと言われました。本当ですか。

A

1. 個人情報とは、個人の氏名、住所、生年月日、電話番号などはもちろんで、その他であっても本人を識別できるものであれば個人情報となります。そして、個人情報データベース等を事業の用に供している者(民間部門)を「個人情報取扱事業者」といいます。この個人情報取扱事業者が、個人情報保護法の規制を受けることになります。自治労の各級機関(本部、県本部、単組など)、関連団体(全労済自治労共済など)も個人情報取扱事業者になり、法律の規制を受けます。自治労は、組合員の個人情報保護のため、「自治労プライバシーポリシー」に基づいて個人情報の保護に取り組んでいます。個人情報保護法の規制の主なものには、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならない(237条)、個人データに関し事業者名、利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない(324条)、本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない(2533条)、本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない(2634条)、本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない(2735条)などがあります。

(中略)

3. 一方で、提供を受けた後援会など政治団体は、その政治活動のために個人情報を利用することができます。これは、個人情報保護法(507条1項、資料⑨)が、政治団体が政治活動(これに付随する活動を含む)目的で個人情報を取扱う場合には、個人情報取扱事業者としての義務規定が適用されないと規定しているからです。そのうえ、個人情報保護法は「(個人情報保護)委員会は、…個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、…政治活動の自由を妨げてはならない。2…、(個人情報保護)委員会は、個人情報取扱事業者等が第576条第1項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。」(1493条)としています。したがって、自治労組織が後援会などの政治団体に個人情報を提供する行為について、行政の指導権限を及ぼすことはできません。